

事 務 連 絡  
令和2年7月28日

各 

〔	都道府県	〕	衛生主管部（局） 御中
	保健所設置市		
	特別区		

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る保健所等  
への連絡について（周知依頼）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る保健所等への連絡については、本日付で業界団体宛に別添のとおり発出しておりますので、内容について、貴管内の宿泊施設への周知にご協力をお願いいたします。

事務連絡  
令和2年7月28日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中  
（一社）日本ホテル協会 御中  
（一社）全日本シティホテル連盟 御中  
（一社）日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課  
観光庁観光産業課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る保健所等  
への連絡について（情報提供）

令和2年7月22日付で「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について【補足】」を発出し、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこととしておりますが、各自治体の保健所及び帰国者・接触者相談センターの連絡先及び受付時間は、以下URL（厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

に掲載されておりますので、7月22日に「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）」が開始されたことも踏まえ、情報提供させていただきます。

※ 自治体によっては、「帰国者・接触者相談センター」以外の名称を使っている場合がありますので、ご注意ください。

つきましては、貴団体加盟宿泊施設に、あらかじめ、最寄りの保健所及び帰国者・接触者相談センターの休日や夜間などの連絡先や受付時間をご確認いただくとともに、休日や夜間に連絡が必要になった場合には、時間に応じて、受付可能な保健所及び帰国者・接触者相談センターへ連絡いただくよう、周知にご協力をお願いいたします。

なお、本日付で、厚生労働省より「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」の事務連絡が発出され、各自治体の衛生主管部（局）に対し、休日・夜間の相談体制を充実させるよう改めて要請がなされているところで、申し添えます。